施設整備マニュアル［建築物編］改正に係る意見公募結果について

「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］」の改正案について、令和５年２月24日から令和５年３月26日まで意見公募をしたところ、３件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見については、本市で意見公募の対象となる事項について適宜要約するとともに、考え方をお示ししています。

今後とも横浜市政にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

| № | ご意見 | 市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| １ | エレベーターに乗る時も電動車椅子の脇にヘルパーが来ます。よってエレベーターの幅員も十分に必要です。貫通型の場合も同じです。 | 現行の規則において、床面積が2000㎡以上の建築物の場合、エレベーターのかごの幅を140cm以上とすることを求めています。また、既に実施されている規則改正を反映させた結果、共同住宅に対する同規定の緩和を廃止し、基準を強化いたしました。 |
| ２ | 車イストイレは建物に最低一つ成人用ベッドを付けないと、我々の自由はありません。 | 成人用ベッドについては、現在、コラムで紹介をしておりますが、いただいたご意見を元に、今後、基準にすることなどを検討させていただきます。 |
| ３ | 電動車椅子の絵が、一つも出てきません。 | 電動車いすにつきましては、概要編で電動車いすの寸法を紹介するとともに、様々な車いすを紹介するコラムで掲載をしております。 |